

島根大学プロジェクト研究推進機構

平成 24 年度研究プロジェクト評価要項

平成 25 年 2 月 5 日
研究戦略会議

1. 評価の主旨・目的

- ① 島根大学政策的配分経費（重点プロジェクト経費）のうち、重点研究推進経費によって実施される「島根大学プロジェクト研究推進機構」の「重点研究部門」と「萌芽研究部門」に属する各研究プロジェクトについて、平成 24 年度評価をこの要項により行う。
- ② 法人化以降、本学では個性豊かな研究を創出するために、以下の領域での研究を重点的に進めることとし、その実施をプロジェクト研究推進機構が担当することとした。
 - ・ 地域社会の課題に対応し、産学官が連携して学術的・文化的・経済的価値を創出する研究を推進する
 - ・ 新たな展開が期待される医学系と人文社会科学系、自然科学系、工学系の連携融合によって、過疎・高齢化等の諸問題の解決をめざした研究を推進する
 - ・ 本学の研究業績の蓄積・立地条件等を活かして、国際的に通用する創造的な研究分野を強化・育成する

さらに、大学憲章では「特色ある地域課題に立脚した国際水準の研究推進」を掲げ、「島根大学は、社会の多面的要請に応えうる多様な分野の研究を推進するとともに、分野間の融合による特色ある研究を強化し、国際的に通用する創造性豊かな研究拠点を構築する。島根大学は、社会の要請に応え、地域課題に立脚した特色ある研究を推進する。」と謳っている。

平成 23 年度に 3 年計画でスタートした「重点研究部門」は、予め設定された目標に対する達成度等を公平かつ客観的に評価することを基本とし、最終年度に向けた更なる研究の成果を引き出すための指針となることを目的とする。また、「萌芽研究部門」は平成 24 年度にスタートし、2 年間の計画の半分が終了したことを考慮しながら当初計画の進捗状況とともに残る 1 年間で達成見通し等を公平かつ客観的に評価し、今後の外部資金や研究プロジェクトに繋がる要求を抽出する際の参考とすることを目的とする。

併せて本学の研究推進についての PDCA サイクルの構築に資することを目的とする。

2. 評価委員

評価委員と主な担当内容は以下のとおり。

(1) 外部専門委員

重点研究部門の研究プロジェクトについて、それぞれ専門的な立場から研究の進捗状況と研究成果を中心にピアレビューを行う。（主として評価の観点②及び③）

(2) 外部委員

重点研究部門と萌芽研究部門の研究プロジェクトについて、主に研究プロジェクトの進捗状況、研究組織内での連携等について評価を行う。（主として評価の観点①及び⑤）

(3) 本学役員

重点研究部門と萌芽研究部門の研究プロジェクトについて、主に本学の中期目標に沿った方向で研究が進んでいるかを評価する。(主として評価の観点④及び⑤)

(4) 研究戦略会議委員(重点研究部門及び萌芽研究部門の研究プロジェクトに参加している者を除く)

重点研究部門と萌芽研究部門の研究プロジェクトについて、主に研究の進捗状況と今後の展望、成果の活用等について評価を行う。(主として評価の観点②、④及び⑤)

3. 評価の実施

(1) 評価の観点

各委員は以下の①から⑤に例示されている観点を参考に独自に評価を行う。また、2. 評価委員の(1)～(4)に示した委員の役割に応じて、主として評価する観点(①～⑤)を分担するが、明示されている観点以外についても評価およびコメントを加えても構わない。

① 運営状況

- ・リーダーが研究プロジェクト全体の目標と計画を十分に把握しているか
- ・リーダーを中心としてメンバー相互の有機的な連携が保たれ、活発な研究活動が展開される組織となっているか
- ・若手研究者が有為な人材として活躍できる仕組みを措置し、機能しているか
- ・本学の特色ある研究活動の創出を意識した運営になっているか
- ・学内外に向けて積極的な情報発信が行われているか

② 計画の進捗状況

- ・年度当初の計画に沿って研究が進められているか
- ・本年度の達成目標が達成されているか
- ・達成されていない場合、計画の変更、中止を指示することが必要か

③ 研究成果

- ・年度当初に想定された成果が得られているか
- ・新たな学術的な知見の創出や特筆すべき成果があったか
- ・成果が学術論文などで公表されているか
- ・外部資金獲得につなげる取り組みがなされているか

④ 今後の展望

- ・今後、研究プロジェクトを進めていくうえで計画を変更、追加、あるいは中止する必要があるか
- ・研究プロジェクト全体の大幅な見直し、あるいは廃止を検討する必要があるか

⑤ その他

- ・大学が責任を持つべき基本ミッションである教育、研究、社会貢献において、学内外に対してどのようなインパクトを与えたか

(2) 評価方法

A. 書面評価（研究成果報告会に欠席の場合）

研究プロジェクトの全体計画、平成 24 年度計画書および年度報告書を資料（2 月 22 日発送）として担当項目を中心に評価し、結果を評価票に記入し、3 月 22 日までにプロジェクト研究推進機構長〔理事（学術・国際担当）副学長〕に提出する。上記以外の資料を必要とする場合は担当事務に照会する。

B. 書面＋ヒアリング評価（研究成果報告会に出席の場合）

3 月 15 日に開催される平成 24 年度研究成果報告会の報告を聴き、また必要に応じて個別にヒアリングを行なって、書面による評価と総合した結果を評価票に記入する。評価票は 3 月 22 日までにプロジェクト研究推進機構長〔理事（学術・国際担当）副学長〕に提出する。

C. 評価の決定・了承

提出された評価票を研究戦略会議がとりまとめ、役員会（3 月開催）に報告する。その報告を受け、役員会（3 月開催）は各研究プロジェクトの評価を決定する。なお、役員会において当初の目的の達成は困難であると判断された研究プロジェクトについては、研究戦略会議は当該研究プロジェクトに対して反論の機会を設け、その内容を役員会に報告し了承を得る。

(3) 評価の反映

役員会は本年度の評価結果を踏まえて平成 25 年度に重点研究部門及び萌芽研究部門の各研究プロジェクトに配分する経費を決定するとともに、評価結果を通知（開示）する。

(4) 評価の公開

- ① 評価に係る審議は非公開とし、その経過は他に漏らさない。
- ② 評価終了後、各研究プロジェクトの年度評価結果及び進捗状況等をプロジェクト研究推進機構のホームページへの掲載等により公開する。

(5) 関係者の取り扱い

- ① 重点研究部門および萌芽研究部門の研究プロジェクトに属している研究戦略会議委員は評価に加わらない。ただし、評価結果のとりまとめ作業においてはオブザーバーとして出席することも可能である。
- ② その他、評価委員が中立・公平に評価を行うことが困難であると判断した場合はその理由を明らかにして当該研究プロジェクトに係わる事項については評価しない。

(6) フォローアップ

プロジェクト研究推進機構長は評価結果に対する各研究プロジェクトの対応状況について、その状況を確認することができる。